

法人の設立等届出書 記載要領

この「法人の設立等届出書」は、鳥取県内に法人を設立又は事務所等を設置した場合に、当該事由のあった日から2月以内に、必要事項を記載し必要書類を添付の上、管轄の県税事務所に提出してください。

なお、エルタックスにより、当県に「法人設立・設置届出書」を提出した場合は、この届出書の提出は不要です。

1 必要書類

この届出書は、次の場合に次の書類を添付して提出先ごとに各1通添付してください。(別途郵送可)

なお、表中に記載の必要書類以外にその他参考となる書類があれば添付してください。

区分	必要書類		備考(その他必要書類等)
	登記事項 証明書等	定款等	
鳥取県内に新たに法人を設立した場合	○	○	・新設合併した場合は、合併契約書の写しも添付してください。 ・会社分割した場合は、分割計画書の写しも添付してください。
他都道府県に本店がある法人で、鳥取県内に事務所等(※1)又は寮等(※2)を設置した場合	○	○	吸収合併した場合に、被合併法人が鳥取県内にある場合も届出が必要です。この場合、合併契約書の写しも添付してください。

(※1) 事務所等・・・事務所、事業所、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、工場等

(※2) 寮等・・・寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類する施設

2 各欄の入力方法

記入欄	入力すべき事項・注意事項
年月日	提出年月日を記入してください。
鳥取県 部県税事務所長様	提出先の県税事務所を記入してください。
法人番号	国税庁から指定・通知された法人番号を記入してください。 法人番号が指定・通知されていない場合は記入しないでください。
本店の所在地	登記してある本店の郵便番号、所在地及び電話番号を記入してください。
代表者	法人を代表する者の職名及び氏名を記入してください。
下記のとおり設立(転入・支店等を設立)したので届出します。	設立の区分のうち、該当するものに○をしてください。 設立…法人の設立、転入…鳥取県へ本店を異動、支店等を設立…事務所等又は寮等を設置
設立(事業所等設置)年月日	法人を設立した場合は、登記事項証明書に記載されている登記年月日を記入してください。 事務所等を設置した場合は、設置した年月日を記入してください。
資本金(出資金)	登記した資本金(出資金)の額を記入してください。
決算期	1 事業年度の最終日を記入してください。 1年間に2回決算を行う場合は、それぞれの事業年度の最終日を記入してください。
事業の目的および種類	定款等に記載されている事業の目的のうち、その主なものおよび現に営んでいる事業または営む予定の事業を記入してください。
鳥取県内の支店等	支店の登記の有無にかかわらず、全ての支店、出張所、営業所、事務所、

	工場等について、その名称、所在地および電話番号を記入してください。なお、2件を超える場合には、別紙に明細を作成するか、必要枚数の届けを提出してください。
事務所等が所在する都道府県	所在する都道府県の区分のうち、該当するものに○をしてください。
申告書の送付先	申告書等の書類の送付先・連絡先として該当する区分を選択し、「3 別途指定する場所」を選択した場合は、名称、郵便番号および所在地を記入してください。
申告書の提出期限がすでに延長されている場合	地方税法第 72 条の 25 第 3 項、第 5 項（同法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）及び令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合は、延長された最初の事業年度および延長月数を記入してください。
通算法人の種類	通算親法人又は通算子法人である場合は、該当する区分を選択してください。 「1. 通算親法人」を選択した場合は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度を記入し、「2. 通算子法人」を選択した場合は、通算親法人の名称、納税地（主たる事務所の郵便番号および所在地）、決算期およびグループ通算制度の適用開始事業年度を記入してください。
公益法人等に該当する場合	地方税法第 24 条第 5 項及び同法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等（※）が記入し、該当するものに○をしてください。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ※主な公益法人等 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（非営利型に限る）、 地縁団体、NPO法人 </div>
一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合	一般社団法人又は一般財団法人である場合は、該当する区分を選択してください。 なお、「非営利型法人」とは、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する法人をいいます。該当の有無は所管の税務署にご確認ください。
税理士	関与税理士の氏名、住所および電話番号を記載してください。
※電算処理	この欄は、記入しないでください。